

議案第89号

大阪市がん予防推進条例の一部を改正する条例案

大阪市がん予防推進条例（平成23年大阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(がんの予防の推進) 第7条 本市は、保健医療関係者と協力し、 がんの予防に資するため、次に掲げる施策 を推進する。 [(1)～(3) 略] (4) <u>20歳未満の者</u> の喫煙防止を推進するた めの施策 [(5)・(6) 略]	(がんの予防の推進) 第7条 [同左] [(1)～(3) 同左] (4) <u>未成年者</u> の喫煙防止を推進するた めの 施策 [(5)・(6) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月4日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

民法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。